

## 平成25年第1回港区議会定例会議案件名一覧

### 議案43件

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 議案第 2 号 | 港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例                                 |
| 議案第 3 号 | 港区新型インフルエンザ等対策本部条例（新規）                                  |
| 議案第 4 号 | 港区特別区道の構造の技術的基準等に関する条例（新規）                              |
| 議案第 5 号 | 港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第 6 号 | 港区立公園条例の一部を改正する条例                                       |
| 議案第 7 号 | 港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例                             |
| 議案第 8 号 | 港区立児童遊園条例の一部を改正する条例                                     |
| 議案第 9 号 | 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第10号  | 港区立公共駐車場条例の一部を改正する条例                                    |
| 議案第11号  | 港区営住宅条例の一部を改正する条例                                       |
| 議案第12号  | 港区立区民センター条例の一部を改正する条例                                   |
| 議案第13号  | 港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例                                   |
| 議案第14号  | 港区立商工会館条例の一部を改正する条例                                     |
| 議案第15号  | 港区立消費者センター条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第16号  | 港区立男女平等参画センター条例の一部を改正する条例                               |
| 議案第17号  | 港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第18号  | 港区立介護予防総合センター条例（新規）                                     |
| 議案第19号  | 港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例                                 |
| 議案第20号  | 港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第21号  | 港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（新規） |
| 議案第22号  | 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第23号  | 港区立校外学園条例の一部を改正する条例                                     |
| 議案第24号  | 港区立図書館条例の一部を改正する条例                                      |
| 議案第25号  | 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例                                 |
| 議案第26号  | 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例                                    |
| 議案第27号  | 港区立運動場条例の一部を改正する条例                                      |
| 議案第28号  | 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例                                  |
| 議案第29号  | 港区立武道場条例の一部を改正する条例                                      |
| 議案第30号  | 平成24年度港区一般会計補正予算（第6号）                                   |

議案第31号	平成24年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
議案第32号	平成24年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第2号)
議案第33号	平成25年度港区一般会計予算
議案第34号	平成25年度港区国民健康保険事業会計予算
議案第35号	平成25年度港区後期高齢者医療会計予算
議案第36号	平成25年度港区介護保険会計予算
議案第37号	工事請負契約の承認について(港区立麻布保育園等改築工事)
議案第38号	工事請負契約の承認について(港区立麻布保育園等改築に伴う機械設備工事)
議案第39号	工事請負契約の変更について(田町駅東口北地区公共公益施設新築工事)
議案第40号	指定管理者の指定について(港区立三河台公園自転車駐車場)
議案第41号	包括外部監査契約の締結について
議案第42号	特定事業に係る契約の変更について(気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業)
議案第43号	特別区道路線の認定について(南麻布二丁目)

**追加議案2件**

港区教育委員会委員の任命の同意について  
 人権擁護委員候補者の推薦について

(参考)

議案 43件		
条 例	29件	内訳
		新規制定 4件 一部改正 25件
予 算	7件	内訳
		平成24年度補正予算 3件 平成25年度予算 4件
その他	7件	内訳
		工事請負契約の承認 2件
		工事請負契約の変更 1件
		指定管理者の指定 1件
		包括外部監査契約の締結 1件
		特定事業に係る契約の変更 1件
		特別区道路線の認定 1件
追加議案 2件		
人事 案件	2件	内訳
		教育委員会委員の任命の同意 1件 人権擁護委員候補者の推薦 1件

## 平成25年第1回港区議会定例会議案の概要

### 議案第1号

【企画経営部企画課】

#### 港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、芝浦港南地区総合支所の位置を変更するものです。

- 内 容 芝浦港南地区総合支所の位置を変更します。
  - ・ 芝浦三丁目1番47号
  - 芝浦一丁目16番1号
- 施行期日 区規則で定める日

### 議案第2号

【総務部総務課】

#### 港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 審議会の審議対象とする報酬等の一部の名称を変更します。
  - ・ 政務調査費 → 政務活動費
- 施行期日 当該改正規定に係る地方自治法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

### 議案第3号

【防災危機管理室危機管理・生活安全担当】

#### 港区新型インフルエンザ等対策本部条例（新規）

本案は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、港区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」といいます。）に関し、必要な事項を定めるものです。

- 内 容
  - (1) 本部の本部長、副本部長及び本部員の職務について規定します。
  - (2) 本部に本部長等のほか、必要な職員を置くことができることとします。
  - (3) 本部の会議の招集等について規定します。
  - (4) 本部に部を置くことができることとし、部について必要な事項を規定します。

- 施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

**議案第 4 号** **【街づくり支援部土木課】**  
**港区特別区道の構造の技術的基準等に関する条例（新規）**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、特別区道（以下「区道」といいます。）の構造の技術的基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

- 内 容
  - （1）区道の構造の技術的基準を、区規則で定めることとします。
  - （2）区道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除きます。）の寸法を、区規則で定めることとします。
  - （3）移動等円滑化のために必要な区道の構造に関する基準を、区規則で定めることとします。
- 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

**議案第 5 号** **【街づくり支援部土木施設管理課】**  
**港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

本案は、平成 1 8 年度から実施している占用料改定の 8 年目の激変緩和措置として、道路占用料を改定するとともに、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行による「道路法施行令」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
  - （1）平成 2 4 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料について、おおむね 1 5 % の引上げ等の改定を行います。
  - （2）「道路法施行令」の一部改正に伴い、太陽光発電設備等に係る道路占用料を新設するほか、規定を整備します。
- 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## 議案第 6 号

【街づくり支援部土木施設管理課】

### 港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している 7 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するとともに、高松くすのき公園を新設するほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

#### ○ 内 容

- (1) 区内の都市公園の敷地面積の標準を定めます。
- (2) 区立公園の配置及び規模に関する技術的基準を定めます。
- (3) 区立公園に設けられる施設の建築面積に関する基準及びその特例を定めます。
- (4) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を、区規則で定めることとします。
- (5) 高松くすのき公園の新設
  - ・名 称 高松くすのき公園
  - ・位 置 港区高輪一丁目 5 番 4 4 号
  - ・面 積 3, 6 3 9. 0 4 m<sup>2</sup>
- (6) 平成 24 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、公園占用料について、おおむね 15% の引上げ等の改定を行います。

#### ○ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

## 議案第 7 号

【街づくり支援部土木施設管理課】

### 港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している占用料改定の 7 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するものです。

- #### ○ 内 容
- 平成 24 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、公園占用料について、おおむね 15% の引上げ等の改定を行います。

#### ○ 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

## 議案第 8 号

【街づくり支援部土木施設管理課】

### 港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、南麻布新堀児童遊園を新たに設置するほか、高輪一丁目児童遊園を廃止するものです。

○ 内 容

(1) 南麻布新堀児童遊園を新設します。

・名 称 南麻布新堀児童遊園

・位 置 港区南麻布二丁目2番8号

(2) 高輪一丁目児童遊園（高輪一丁目5番49号）を廃止します。

○ 施行期日 (2)については、平成25年4月1日、(1)については、平成25年6月1日

**議案第9号** **【街づくり支援部土木施設管理課】**  
**港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 自転車等駐車場に係る駐車料金等の標識の表示基準を定めます。

○ 施行期日 平成25年4月1日

**議案第10号** **【街づくり支援部土木計画・交通担当】**  
**港区立公共駐車場条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 駐車場に係る駐車料金等の標識の表示基準を定めます。

○ 施行期日 平成25年4月1日

**議案第11号** **【街づくり支援部住宅担当】**  
**港区営住宅条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」の施行による「公営

住宅法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 区営住宅及び共同施設の整備基準を定めます。
- (2) 区営住宅の利用者の入居に係る収入基準を定めます。
- (3) その他規定の整備

○ 施行期日 平成25年4月1日

### **議案第12号**

**【産業・地域振興支援部地域振興課】**

#### **港区立区民センター条例の一部を改正する条例**

本案は、区民センターの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

○ 施行期日 平成25年4月1日

### **議案第13号**

**【産業・地域振興支援部産業振興課】**

#### **港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例**

本案は、勤労福祉会館の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

○ 施行期日 平成25年4月1日

### **議案第14号**

**【産業・地域振興支援部産業振興課】**

#### **港区立商工会館条例の一部を改正する条例**

本案は、商工会館の開館日を拡大するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 1月4日及び12月28日を開館します。
- (2) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平

成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用)。

○ 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

### 議案第 1 5 号

【産業・地域振興支援部産業振興課】

#### 港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、消費者センターの位置を変更するとともに、センター内の施設を変更し、及び開館日を拡大するものです。

○ 内 容

(1) 消費者センターの位置を変更します。

・芝浦三丁目 1 番 4 7 号

→ 芝浦一丁目 1 6 番 1 号

(2) 消費者センター内の施設を変更します。

(3) 1 月 4 日及び 1 2 月 2 8 日を開館します。

○ 施行期日 区規則で定める日

### 議案第 1 6 号

【総務部人権・男女平等参画担当】

#### 港区立男女平等参画センター条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、男女平等参画センターの位置を変更するとともに、施設の設置目的、事業の拡充、開館時間の延長及び使用料の改定について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 施設の設置目的に男女平等参画社会の実現に寄与する拠点施設であること等を規定します。

(2) 男女平等参画センターの位置を変更します。

・芝浦三丁目 1 番 4 7 号

→ 芝浦一丁目 1 6 番 1 号

(3) 男女平等参画センターの事業として、男女平等に係る相談に関すること等を規定に追加します。

(4) 日曜日の開館時間を延長します。

・午前 9 時から午後 5 時まで

→ 午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで (4 時間 3 0 分延長)

(5) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規



則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

（6）使用料の額を改めます。

- 施行期日 （5）については、平成25年4月1日、（1）から（4）まで及び（6）については、区規則で定める日

**議案第17号** **【保健福祉支援部高齢者支援課】**  
**港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例**

本案は、いきいきプラザの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第18号** **【保健福祉支援部高齢者施策推進担当】**  
**港区立介護予防総合センター条例（新規）**

本案は、区民が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を営み続けることができるよう、介護予防に係る事業を総合的に推進するため、港区立介護予防総合センターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

- 内 容
  - （1）介護予防総合センターを新設します。
    - ・名 称 港区立介護予防総合センター
    - ・位 置 港区芝浦一丁目16番1号
  - （2）事業、施設、休館日、開館時間等の管理運営に関する事項を規定します。
  - （3）指定管理者に関する事項を規定します。
- 施行期日 区規則で定める日。ただし、（3）の一部については、公布の日

**議案第19号** **【みなと保健所健康推進課】**  
**港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例**

本案は、健康増進センターの開館日の拡大及び開館時間の延長について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 1月4日及び12月28日を開館します。

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の開館時間を延長します。

・午前9時から午後5時まで

→ 午前9時から午後9時30分まで（4時間30分延長）

(3) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

○ 施行期日 (3) については、平成25年4月1日、(1) 及び(2) については、平成26年4月1日

**議案第20号**

**【子ども家庭支援部子ども家庭課】**

**港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例**

本案は、女性福祉資金の貸付けの要件に扶養している子等の年齢を定めるものです。

○ 内 容 技能習得資金、就職支度資金、療養資金、結婚資金、修学資金及び就学支度資金の貸付けを受けることができる女性が扶養している子等の年齢を23歳未満とします。

○ 施行期日 平成25年4月1日

**議案第21号**

**【保健福祉支援部介護保険担当】**

**港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（新規）**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」等の施行による「介護保険法」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型サービス等」といいます。）に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- (1) 条例で定める指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者は、法人とします。
  - (2) 指定地域密着型サービス等に関する基準等を定めるときには、被保険者等の意見を反映させるほか、必要な措置を講ずることとします。
  - (3) 条例で定める指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とします。
  - (4) 指定地域密着型サービス等の一般原則及び事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る基本方針を定めます。
  - (5) 指定地域密着型サービス等の事業者の秘密保持に関することその他必要な事項を定めます。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第22号** **【教育委員会事務局生涯学習推進課】**  
**港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例**

本案は、区立学校の施設及び設備の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第23号** **【教育委員会事務局学務課】**  
**港区立校外学園条例の一部を改正する条例**

本案は、校外学園の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第24号** **【教育委員会事務局図書・文化財課】**  
**港区立図書館条例の一部を改正する条例**

本案は、麻布図書館に指定管理者制度を導入するものです。

- 内 容 麻布図書館に指定管理者制度を導入するため規定を整備します。
- 施行期日 公布の日

**議案第25号** **【教育委員会事務局生涯学習推進課】**  
**港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例**

本案は、生涯学習センターの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第26号** **【教育委員会事務局生涯学習推進課】**  
**港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例**

本案は、生涯学習館の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 平成25年4月1日

**議案第27号** **【教育委員会事務局生涯学習推進課】**  
**港区立運動場条例の一部を改正する条例**

本案は、運動場の開場日の拡大、利用者の範囲の拡大及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、事業内容に係る規定を整備し、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容
  - (1) 運動場の事業として、スポーツ及びレクリエーションの指導等に関することを規定に追加します。

- (2) 12月29日及び同月30日を開場します。
  - (3) 運動場を利用できるものとして、区内の学校に通学する者、区民等以外の者及び区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。
  - (4) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。
  - (5) 運動場の利用に係る料金を見直すとともに、利用料金制度を導入し、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。
  - (6) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。
- 施行期日 (6) 平成25年4月1日  
 (1) 及び (5) 平成26年4月1日  
 (2) から (4) まで 教育委員会規則で定める日

**議案第28号** **【教育委員会事務局生涯学習推進課】**  
**港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例**

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、スポーツセンターの位置を変更するとともに、利用者の範囲の拡大、開館日の拡大、開館時間の延長及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、事業内容に係る規定を整備し、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

- 内 容
- (1) スポーツセンターの位置を変更します。  
 ・芝浦三丁目1番19号  
 → 芝浦一丁目16番1号
  - (2) スポーツセンターの事業として、スポーツ及びレクリエーションの指導等に関することを規定に追加します。
  - (3) スポーツセンターを利用できるものとして、区内の学校に通学する者、区民等以外の者及び区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。
  - (4) 第3月曜日、12月29日及び同月30日を開館し、第1月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日

を休館日とします。

(5) 開館時間を延長します。

・午前9時から午後9時30分まで

→ 午前8時30分から午後10時30分まで（1時間30分延長）

(6) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。

(7) 利用料金制度を導入し、スポーツセンターの利用に係る料金は、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。

(8) 新施設の構成に合わせ、利用料金の上限額を改めます。

(9) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

- 施行期日
- (9) 平成25年4月1日
  - (2) 及び(7) 平成26年4月1日
  - (1)、(3) から(6) まで及び(8) 教育委員会規則で定める日

## 議案第29号

## 【教育委員会事務局生涯学習推進課】

### 港区立武道場条例の一部を改正する条例

本案は、武道場の開場日の拡大、利用者等の範囲の拡大及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 1月4日、12月29日及び同月30日を開場します。

(2) 武道場の事業に参加できるものとして、区内の学校に通学する者を追加し、及び武道場を利用できるものとして区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。

(3) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。

(4) 武道場の利用に係る料金を見直すとともに、利用料金制度を導入し、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。

(5) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

- 施行期日 (5) 平成25年4月1日
- (4) 平成26年4月1日
- (1) から (3) まで 教育委員会規則で定める日

**議案第30号** **【企画経営部財政課】**  
**平成24年度港区一般会計補正予算（第6号）**

本案の概要は、別表1のとおりです。

**議案第31号** **【企画経営部財政課】**  
**平成24年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）**

本案の概要は、別表1のとおりです。

**議案第32号** **【企画経営部財政課】**  
**平成24年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）**

本案の概要は、別表1のとおりです。

**議案第33号** **【企画経営部財政課】**  
**平成25年度港区一般会計予算**

本案の概要は、別表2のとおりです。

**議案第34号** **【企画経営部財政課】**  
**平成25年度港区国民健康保険事業会計予算**

本案の概要は、別表2のとおりです。

**議案第35号** **【企画経営部財政課】**  
**平成25年度港区後期高齢者医療会計予算**

本案の概要は、別表2のとおりです。

**議案第36号**

**【企画経営部財政課】**

**平成25年度港区介護保険会計予算**

本案の概要は、別表2のとおりです。

**議案第37号**

**【総務部契約管財課】**

**工事請負契約の承認について（港区立麻布保育園等改築工事）**

本案は、港区立麻布保育園等改築工事について、工事請負契約の承認を  
求めるものです。

○ 内 容

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| (1) 工事の規模  | 鉄筋コンクリート造地上3階建て<br>延べ2,355.07㎡     |
| (2) 契約金額   | 6億5,625万円                          |
| (3) 工 期    | 契約締結の日の翌日から平成26年9月30日<br>まで        |
| (4) 契約の相手方 | 港区東麻布一丁目23番6号東麻布ビル<br>田中・鈴木建設共同企業体 |

**議案第38号**

**【総務部契約管財課】**

**工事請負契約の承認について（港区立麻布保育園等改築に伴う機械設備  
工事）**

本案は、港区立麻布保育園等改築に伴う機械設備工事について、工事請  
負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 契約金額   | 1億8,154万5,000円              |
| (2) 工 期    | 契約締結の日の翌日から平成26年9月30日<br>まで |
| (3) 契約の相手方 | 港区西新橋三丁目6番5号<br>富士設備工業株式会社  |

**議案第39号**

**【総務部契約管財課】**

**工事請負契約の変更について（田町駅東口北地区公共公益施設新築工事）**



本案は、平成23年第1回定例会で承認された田町駅東口北地区公共公益施設新築工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するものです。

○ 変更内容

- ・ 契約金額 314億4,909万1,800円  
→ 250億7,494万5,115円  
(63億7,414万6,685円減)
- ・ 工期 契約締結の日の翌日から平成25年11月29日まで  
→ 契約締結の日の翌日から平成26年6月18日まで

- 理由 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた施設の防災機能強化のための工事の設計変更及び文化芸術ホール棟整備の一旦中止による工事の設計変更並びにこれらの設計変更に伴う工事一時中止に伴う契約金額及び工期の変更

**議案第40号**

**【街づくり支援部土木施設管理課】**

**指定管理者の指定について（港区立三河台公園自転車駐車場）**

本案は、三河台公園自転車駐車場の指定管理者を指定するものです。

○ 内容

- (1) 対象施設 港区立三河台公園自転車駐車場
- (2) 指定管理者 品川区西五反田四丁目32番1号日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社内  
NCDグループ  
(代表団体) 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社  
(構成団体) 株式会社ニッケイトラスト
- (3) 指定の期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

**議案第41号**

**【企画経営部区役所改革担当】**

**包括外部監査契約の締結について**

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、平成25年度の包括外部監査契約を締結するものです。

○ 内容

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

- (2) 契約の相手方 公認会計士 青山伸一 氏
- (3) 契約の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 契約の金額 945万円を上限とする金額

**議案第42号** **【総務部契約管財課】**  
**特定事業に係る契約の変更について（気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業）**

本案は、平成21年第2回定例会で承認された気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約について、事業期間を変更するものです。

- 変更内容
  - 事業期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
  - 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- 理由 事業の整備手法の変更のため

**議案第43号** **【街づくり支援部土木施設管理課】**  
**特別区道路線の認定について（南麻布二丁目）**

本案は、南麻布二丁目地区の開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

- 内 容 特別区道第1, 170号線を認定します。
  - ・起 点 港区南麻布二丁目4番12
  - ・終 点 港区南麻布二丁目4番12

(追加議案)

**港区教育委員会委員の任命の同意について**

本案は、平成25年3月31日で任期満了となる澤孝一郎委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

**人権擁護委員候補者の推薦について**

本案は、平成25年6月30日で任期満了となる中島恵美委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

## 議案第30号

## 平成24年度港区一般会計補正予算(第6号)概要

## 1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
2 総務費	千円 19,741,703	千円 2,527,955	千円 22,269,658	千円 財産収入 887 繰入金 △ 1,120,981  計 △ 1,120,094	千円 3,648,049	千円 1 危機管理体制の強化に要する追加経費を計上 3,000,000 (1) 安全安心施設対策基金積立金を計上 (3,000,000)  2 特性を生かした文化芸術の振興に要する追加経費を計上 884 (1) 文化芸術振興基金利子積立金を追加 (884)  3 NPO・ボランティア団体等の自立と協働に向けた支援に要する追加経費を計上 3 (1) みなとパートナーズ基金利子積立金を追加 (3)  4 電子自治体の推進に要する経費の減 △ 127,433 (1) 基幹系業務システム保守・運用の減 (△87,980) (2) 施設予約システム再構築の減 (△39,453)  5 効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向けた組織体制の整備に要する経費の減 △ 76,141 (1) 麻布地区総合支所維持管理の減 (△76,141)  6 コミュニティ活動の場の整備・充実に要する経費の減及び更正 △ 132,838 (1) 新橋六丁目公共施設建設の減 (△80,500) (2) 旧飯倉小学校跡地活用施設整備の減 (△52,338)  7 区有地等の有効活用に必要な経費の減及び更正 △ 62,677 (1) 田町駅東口北地区公共公益施設整備の減 (△62,677)  8 健康づくりの推進に必要な経費の減 △ 73,843 (1) 大平台みなと荘大規模改修の減 (△73,843)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
4 民生費	千円 37,952,104	千円 154,826	千円 38,106,930	千円 国庫支出金 35,073 都支出金 52,952 寄附金 103 繰入金 △ 3,338,384 諸収入 160,576  計 △ 3,089,680	千円 3,244,506	千円 1 地域における自立生活を支える仕組みづくりに要する追加経費の計上及び更正 211,809 (1) 介護給付・訓練等給付を追加 (211,809) 2 いきがいづくりの推進と社会参加の促進に要する経費の減及び更正 △ 56,983 (1) 西麻布いきいきプラザ等改築の減 (△56,983) 3 保育園待機児童解消の推進に要する経費の財源更正 — 4 地域における子どもの総合的な施策の推進に要する経費の財源更正 —
6 産業経済費	3,097,760	△ 126,423	2,971,337	繰入金 △ 14,585	△ 111,838	1 円滑な資金調達へ向けた支援に要する経費の減 △ 126,423 (1) 融資事業の減 (△126,423) 2 経営基盤強化に向けた総合的な支援体制づくりに要する経費の財源更正 —
7 土木費	11,704,807	△ 701,124	11,003,683	国庫支出金 △ 32,330 都支出金 △ 41,238 繰入金 △ 555,968  計 △ 629,536	△ 71,588	1 駐車施設の確保・整備と交通安全対策の推進に要する経費の財源更正 — 2 人にやさしい道路網の整備に要する経費の減 △ 42,075 (1) 歩道整備の減 (△42,075) 3 地震に強いまちづくりに要する経費の減 △ 163,817 (1) 夕風橋架替の減 (△163,817) 4 都心機能を支える道路の整備に要する経費の減及び更正 △ 102,668 (1) 都市計画道路補助7号線整備の減 (△102,668) 5 公園等の整備に要する経費の減 △ 220,677 (1) 都市計画公園整備の減 (△220,677) 6 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援に要する経費の減 △ 30,300 (1) 浜松町一丁目地区市街地再開発事業支援の減 (△30,300)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						7 安心居住の実現に向けた住まいの整備に要する経費の減及び更正 <span style="float:right">△ 141,587</span> (1)区営住宅維持管理の減 <span style="float:right">(△42,263)</span> (2)シティハイツ芝浦建替の減 <span style="float:right">(△69,726)</span> (3)特定公共賃貸住宅維持管理の減 <span style="float:right">(△29,598)</span>
8 教育費	11,411,621	△ 211,926	11,199,695	繰入金 △ 791,086	579,160	1 学校施設等の整備に要する経費の減及び更正 <span style="float:right">△ 92,481</span> (1) 小学校施設改修の減 <span style="float:right">(△43,481)</span> (2) 中学校施設改修の減 <span style="float:right">(△49,000)</span>  2 図書館機能の充実に要する経費の減及び更正 <span style="float:right">△ 32,338</span> (1) みなと図書館維持補修の減 <span style="float:right">(△32,338)</span>  3 身近にスポーツを楽しめる場の確保に要する経費の減 <span style="float:right">△ 87,107</span> (1)スポーツセンター耐震補強等の減 <span style="float:right">(△87,107)</span>
10 諸支出金	7,021,490	△ 97,643	6,923,847	国庫支出金 7,490 都支出金 47,854 財産収入 △ 45,738  計 9,606	△ 107,249	1 基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立に要する経費の減 <span style="float:right">△ 45,738</span> (1) 財政調整基金利子積立金の減 <span style="float:right">(△45,738)</span>  2 安心できる保健・医療体制の推進に要する経費の減及び更正 <span style="float:right">△ 41,891</span> (1) 国民健康保険事業会計繰出金の減 <span style="float:right">(△41,891)</span>  3 地域で支え合う体制整備に要する経費の減 <span style="float:right">△ 10,014</span> (1) 後期高齢者医療会計繰出金の減 <span style="float:right">(△10,014)</span>

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	
歳出合計	103,850,392	1,545,665	105,396,057	△ 5,635,375	7,181,040	

	千円
国庫支出金	10,233
都支出金	59,568
財産収入	△ 44,851
寄附金	103
繰入金	△ 5,821,004
諸収入	160,576
計	△ 5,635,375

	千円
特別区税	4,050,500
配当割交付金	80,000
地方消費税交付金	740,000
繰越金	2,310,540
計	7,181,040

歳入(財源)の内訳

(単位:千円)

款	補正額	補正の内訳
特別区税	4,050,500	特別区民税3,420,458、特別区たばこ税630,042
配当割交付金	80,000	
地方消費税交付金	740,000	
国庫支出金	10,233	障害者福祉費(負担金)105,904、国民健康保険基盤安定費7,490 障害者福祉費(補助金)△70,831、社会資本整備総合交付金△32,330
都支出金	59,568	障害者福祉費52,952、国民健康保険基盤安定費49,381、後期高齢者医療保険基盤安定費△1,527 都市計画交付金△41,238
財産収入	△ 44,851	財政調整基金利子△45,738、みなとパートナーズ基金利子3、文化芸術振興基金利子884
寄附金	103	ふるさと納税寄附金103
繰入金	△ 5,821,004	財政調整基金繰入金△1,393,314、公共施設等整備基金繰入金△3,000,478、震災対策基金繰入金△317,222 安全安心施設対策基金繰入金△517,101、定住促進基金繰入金△95,031、教育施設整備基金繰入金△497,858
繰越金	2,310,540	23年度の繰越金3,829,021 - 24年度既予算計上額(当初1,000,000 + 補正518,481)
諸収入	160,576	障害福祉サービス収入55,019、雑入105,557
合計	1,545,665	

## 2 繰越明許費補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	1 土木管理費	(仮称)三河台公園自転車駐車場整備	13,439
	4 公園費	公園整備	27,511

## 3 債務負担行為補正

変 更

(単位:千円)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
田町駅東口北地区公共公益施設建設(昇降機設備)	平成25年度	315,401	平成25年度～平成26年度	137,018
田町駅東口北地区公共公益施設建設(エスカレーター設備)	平成25年度	88,150	平成25年度～平成26年度	88,150

議案第31号

平成24年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
2 保険給付費	千円 13,161,730	千円 571,561	千円 13,733,291	千円 国庫支出金 88,432 都支出金 9,726 繰入金 △ 277,254 繰越金 750,657	千円 1 一般被保険者療養給付費の追加 419,908 2 一般被保険者高額療養費の追加 151,653
3 後期高齢者支援金等	3,183,345	0	3,183,345	国庫支出金 2,186 繰入金 △ 2,186	1 後期高齢者支援金の財源更正 —
6 介護納付金	1,494,128	0	1,494,128	国庫支出金 259 繰入金 △ 259	1 介護納付金の財源更正 —
9 諸支出金	37,002	237,808	274,810	繰入金 237,808	1 国庫支出金等過年度分償還金を計上 237,808
歳出合計	21,229,337	809,369	22,038,706	809,369	

	千円
国庫支出金	90,877
都支出金	9,726
繰入金	△ 41,891
繰越金	750,657
計	809,369



議案第32号

平成24年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
2 広域連合負担金	千円 4,034,503	千円 0	千円 4,034,503	千円 後期高齢者医療保険料 △ 73,492 繰入金 △ 10,014 繰越金 83,506	1 広域連合負担金の財源更正 千円 -
歳出合計	4,443,753	0	4,443,753		

将来を見据えた財政運営

歳入の根幹を成す特別区民税収入は、長引く景気低迷の影響を受け、人口の増加にもかかわらず平成21年度から3年連続して減収となりました。25年度予算では、特別区民税収入が回復し、24年度予算と比較して35億円の増収に転じる見込みとなっています。しかし、区財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況が続いています。
現在の区財政の状況は、経常収支比率をはじめ、財政健全化法に基づく健全化判断比率など各財政指標において良好な数値を示しています。しかし、23年度の経常収支比率は、21年度から22年度にかけて8.8ポイント悪化した数値が、さらに0.6ポイント悪化するなど、財政構造が急激に変化してきていることから、今後、安定した財政運営を行うためには、一層行財政改革に取り組んでいく必要があります。
このような状況の中、港区財政運営方針（平成24年度～平成29年度）に基づき、中・長期的視点に立った次世代に過度な負担を残さない財政運営を展開することとして、25年度予算の編成においては、財政計画における財政フレームを堅持するとともに、基金を効果的に活用しています。
また、24年度から本格実施となった事務事業評価により、事業の廃止や見直し、統廃合等の再構築を進め、その結果を予算に反映するとともに、新規・臨時及びレベルアップ事業については、「区民とともに創る安全で安心できる港区」の実現に向けて、必要性・効率性・効果性を十分に見極めた上で170事業を計上しました。
新たに創設した職員提案制度で採用となった実施事業の経費は、事業の再構築等で捻出した財源を活用したほか、予算全体を通して限られた財源を重点施策や緊急的に取り組む課題に集中的に配分し、港区ならではの質の高い区民サービスを積極的かつ安定的に提供できるよう編成しました。

平成25年度各会計当初予算額

Table with 7 columns: 区分, 25年度 (当初予算額, 構成比), 24年度 (当初予算額, 構成比), 対前年度比較 (増減額, 増減率). Rows include 一般会計, 国民健康保険事業会計, 後期高齢者医療会計, 介護保険会計, 合計.

平成25年度の重点施策

区民の生命と財産を守る安全確保の実現に向けた取組 31億1,886万円

「港区地域防災計画」と「港区防災街づくり整備指針」が一体となった防災対策や、区有施設のエレベーター改修及び天井、照明器具等の非構造部材の安全確認調査など区有施設の安全対策により、区民の安全・安心を確保します。

待機児童解消の実現に向けた取組 59億2,285万円

区は、待機児童の解消を最重要課題と位置づけています。緊急暫定保育室の増設や、私立認可保育園の誘致など、定員確保と待機児童解消の達成に向けた取組をすすめます。

参画と協働により都心の未来を切り拓く取組 116億2,940万円

着実に定着している「参画と協働」をさらに推進し、港区ならではの魅力あふれるまちとなるための取組をすすめます。

港区基本計画事業の着実な推進

Table with 3 columns: 分野別計画, 基本計画の区分, 事業数, 事業費. Rows include かがやくまち (街づくり・環境), にぎわうまち (コミュニティ・産業), はぐくむまち (福祉・保健・教育), 芝地区版計画書, 麻布地区版計画書, 赤坂地区版計画書, 高輪地区版計画書, 芝浦港南地区版計画書, 小計, 実現をめざして, 合計.

新規・臨時・レベルアップ・地域事業

Table with 3 columns: 区分, 事業数, 予算額. Rows include 新規, 臨時(新規), 臨時(継続), レベルアップ, 地域事業(新規), 合計.

\* 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。

平成25年度の主要事業

Table with 3 columns: 施策名, 事業数, 予算額. Rows include 災害に強く、安全で快適な潤いのあるまちをつくる, 生涯を通じて夢と希望を持って安心して暮らせるまちをつくる, 未来に向かって活力あふれるまちをつくる, 合計.

主要事業一覧

Large table listing various projects under categories like 災害に強く、安全で快適な潤いのあるまちをつくる, 地域の防災力の向上や減災に向けた防災対策を充実します, 快適な暮らしを支える都市を実現します, 潤いのある環境先進都市を実現します, 生涯を通じて夢と希望を持って安心して暮らせるまちをつくる, 子育て・子育て支援策を充実します. Includes sub-categories and specific project names with counts and budgets.

Table listing specific projects and their budgets. Rows include 緊急暫定学童クラブ, 家庭相談センター事業, 子育てひろば等事業, 健康で心ゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現します, 社会福祉法人認可・指導検査, 生活保護相談支援専門員の配置, 就労支援, 生活保護調査訪問体制強化事業, 地域保健福祉計画等改定, 「みなとほほえみ月間(老人保健福祉月間)」の区内への浸透, 西麻布いきいきプラザ等改築, 南麻布いきいきプラザ等改修, 新型インフルエンザ対策行動計画改定等, (社福)恩賜財団母子愛育会附属愛育病院建設支援, 障害者総合相談支援センター事業, 新橋はつらつ太陽運営補助, 障害者虐待防止・養護者支援事業, 障害者日中活動サービ推進事業, 心のバリアフリー推進, 母子保健健康教育, 乳幼児健康診査, 健康手帳作成, 健康教育, 在宅緩和ケア支援, 世界で活躍する子どもたちを育む学校教育を推進します, 子ども読書推進事業, いじめ・不登校対策事業, 地域と連携した合同運動部活動モデル事業, 中学生理科パワーアップ事業, 学校支援地域本部, 学校情報化アクションプラン策定, 港区幼稚園教育振興方針の検討, 小中一貫教育の推進, 中之町幼稚園仮園舎移転, 赤坂弓道場移設, 新教育センター整備, 朝日中学校通学区域小中一貫教育校建設, 教科用図書事務, 奨学金貸付, リーディングアドバイザースタッフ事業, 学力向上事業, 私立幼稚園連合会補助金, 放課後児童(健全)育成, 未来に向かって活力あふれるまちをつくる, 地域経済の活性化を推進します, インキュベーション事業, スマートフォンを活用した観光情報発信, 産業振興プラン策定, 港区観光協会ホームページ再構築助成, 区内共通商品券発行支援, 融資事業, 商店街変身戦略プログラム, 港区観光インフォメーションセンター運営, 港区ならではの国際色ゆたかなコミュニティをつくりまします, 芝地区総合支所地域事業, 麻布地区総合支所地域事業, 赤坂地区総合支所地域事業, 高輪地区総合支所地域事業, 芝浦港南地区総合支所地域事業, 外国人と地域コミュニティのマッチングサポート事業, 外国人との情報コミュニケーション事業, 大使館実務者連携会議の設置, 在住外国人意識調査, 区民協働ガイドライン策定, 基幹統計調査データ解析業務, 港区基本計画(地区版計画書)策定, 港区基本計画策定, 新橋六丁目公共施設建設, 旧飯倉小学校跡地活用施設整備, 麻布地区総合支所改修等, 区議会広報, 町会等組織活性化補助, 文化芸術・スポーツに親しむ環境を創出します, 文化芸術ネットワーク会議, (仮称)文化芸術ホール整備検討, 生涯学習推進計画改定, 国民体育大会, 麻布図書館等改築, 旧国立保健医療科学院整備活用, 新郷土資料館展示・運営等準備, 港区文化芸術活動サポート事業, スポーツ団体育成事業.